

ふくおか県央環境広域施設組合条例第1号

ふくおか県央環境広域施設組合公告式条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項及び第5項の規定に基づくふくおか県央環境広域施設組合(以下「組合」という。)の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例は、組合の事務所並びに飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町の庁舎前の掲示場に掲示して公布する。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程に関する準用)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と、「組合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示及び公告に関する準用)

第6条 第4条の規定は、組合長の発する告示及び公告に、第5条第2項の規定は、組合の機関の発する告示及び公告に準用する。

(告示の施行期日)

第7条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。